

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成18年1月13日

宮城県監査委員 菊 地 浩
宮城県監査委員 藤 原 範 典
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 谷地森 涼 子

記

1 監査委員の報告日

平成17年10月28日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成17年12月14日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、県税事務所の収納促進と収入未済の発生防止対策を講じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。

平成16年度収入未済額《県計》

現年度分 2,103,261,921円

過年度分 5,175,632,008円

合 計 7,278,893,929円

ロ 措置の内容

滞納額縮減対策事業を着実に実行し、収入促進と収入未済の発生防止を図るとともに、各県税事務所に滞納事案検討会を設置し滞納整理の進行管理及び方針を決定するなど債権管理の徹底を図った。

(2) 公文書館

イ 監査委員の報告の内容

行政財産目的外使用許可において、自動販売機設置に係る許可をしないまま1箇年以上も使用させているとともに、それに係る行政財産使用料及び光熱水費等を徴収していないこと

が認められた。また、文書事務処理においても、不適切な取扱いが認められたので、今後適切な事務処理がなされるよう、早期に対策を講じる必要がある。

行政財産目的外使用許可の内容

目的外使用の用途	清涼飲料水自動販売機設置
目的外使用期間	平成16年4月1日～平成17年3月31日
行政財産使用料	17,810円
光熱水費等	41,724円

□ 措置の内容

今回の不適切な取扱いについては、申請書類不備等の様々な要因が重なったことにより発生したことを踏まえ、次の対策を講じた。

- ・ 指摘後職場会議を開催し、今回の不適切な取扱いの問題点を把握・検討し、今後の事務処理に反映させることとした。
- ・ 所掌事務を再確認し必要に応じて事務分担を見直すこととした。
- ・ 班会議を随時開催し、事務処理の点検を行い適正な処理の確認及び事務執行状況を検証していくこととした。
- ・ 事務処理上不明確な点については、所管部署への確認を徹底していくこととした。
- ・ 事務処理に当たり、常に問題意識を持ちながら業務に当たっていくこととした。

なお、平成16年度において収入未済となった使用料及び光熱水費等については、平成17年6月20日に納入完了となっている。

(3) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。

なお、納税の催告や全税目の集中滞納整理を行うなど、収入未済を解消する努力がみられるが、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努める必要がある。

平成16年度収入未済額

現年度分	124,452,072円
過年度分	347,321,009円
合計	471,773,081円

□ 措置の内容

財産調査の早期着手による滞納処分のより一層の強化並びに促進を行い、県税債権を確保するとともに、更なる滞納額の縮減を図ることとした。

(4) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講

じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。

なお、納税の催告や夜間臨店滞納整理を行うなど、収入未済を解消する努力がみられるが、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努める必要がある。

平成16年度収入未済額

現年度分	798,254,885円
過年度分	1,520,049,525円
合計	2,318,304,410円

□ 措置の内容

財産調査の早期着手による滞納処分により一層の強化並びに促進を行い、県税債権を確保するとともに、更なる滞納額の縮減を図ることとした。

(5) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。

なお、納税の催告や財産の差押を行うなど、収入未済を解消する努力が見られるが、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努める必要がある。

平成16年度収入未済額

現年度分	353,660,696円
過年度分	1,061,332,316円
合計	1,414,993,012円

□ 措置の内容

財産調査の早期着手による滞納処分により一層の強化並びに促進を行い、県税債権を確保するとともに、更なる滞納額の縮減を図ることとした。

(6) 古川県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。

なお、管内全ての滞納事案を対象にしたローラー作戦の実施や財産の差押を行うなど、収入未済を解消する努力が見られるが、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努める必要がある。

平成16年度収入未済額

現年度分	138,385,549円
過年度分	391,858,314円
合計	530,243,863円

□ 措置の内容

財産調査の早期着手による滞納処分により一層の強化並びに促進を行い、県税債権を確保するとともに、更なる滞納額の縮減を図ることとした。

(7) 登米県税事務所(旧迫県税事務所)

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。

なお、納税の催告や財産の差押を行うなど、収入未済を解消する努力が見られるが、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努める必要がある。

平成16年度収入未済額

現年度分	55,477,592円
過年度分	122,643,240円
合計	178,120,832円

ロ 措置の内容

財産調査の早期着手による滞納処分により一層の強化並びに促進を行い、県税債権を確保するとともに、更なる滞納額の縮減を図ることとした。

(8) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。

なお、納税の催告や財産の差押を行うなど、収入未済を解消する努力が見られるが、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努める必要がある。

平成16年度収入未済額

現年度分	56,512,838円
過年度分	166,003,869円
合計	222,516,707円

ロ 措置の内容

財産調査の早期着手による滞納処分により一層の強化並びに促進を行い、県税債権を確保するとともに、更なる滞納額の縮減を図ることとした。

(9) 廃棄物対策課

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金において、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の行政代執行による収入未済という事情は理解できるものの、今後の適切な徴収対策を講じ、収納促進を図る必要がある。

平成16年度収入未済額

現年度分	34,162,349円
------	-------------

過年度分	4,086,807円
合計	38,249,156円

□ 措置の内容

- ・ 処分場の設置者と面会し、措置命令の履行意思確認を行うとともに、維持管理等の代執行費用の納付命令及び督促を実施している。
- ・ さらに、実質的経営者に対しても所在地を確認したり、費用弁済に関する通知を行うなどの徴収対策を講じた。

(10) 子ども家庭課

イ 監査委員の報告の内容

児童扶養手当給付費返還金において、電話による督促など行っているものの、なお収入未済があり、過年度分が著しく増加しているため、今後の収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。

平成16年度収入未済額

現年度分	1,487,770円
過年度分	69,625,510円
合計	71,113,280円

□ 措置の内容

返納未済分のある債務者については、電話や文書による督促を行うとともに、一括返済の困難な債務者については分割納入の指導を行うなど収納の促進に努めてきたところであるが、今後も対応の徹底を図り、返納未済の縮減に努めていくこととする。

また、新たな債権の発生防止のため、研修会の開催や年3回の定期支払期（4月、8月、12月）に各市町村長に対して受給者ごとに受給資格の調査を依頼するなど発生防止に努めている。

(11) 障害福祉課

イ 監査委員の報告の内容

障害者施設第三者評価推進事業業務委託契約外3件において、業務内容が変更されたにもかかわらず変更契約を行わず、当初の契約額を変更した額で委託料を支払っていたことが認められたため、今後適切な契約事務がなされるよう早期に対策を講じる必要がある。

業務名等

- ・ 業務名 障害者施設第三者評価推進事業

契約額	979,650円
支払額	367,369円
- ・ 業務名 平成16年度障害者就労総合支援事業

契約額	5,795,612円
支払額	4,589,597円

・業務名 平成16年度宮城県居宅介護従業者養成研修事業

契約額 4,182,000円

支払額 3,776,809円

・業務名 障害者就労定着促進事業

契約額 7,499,999円

支払額 3,347,924円

□ 措置の内容

今後、委託業務内容を変更した場合は、変更契約を締結し、適切な契約事務の執行に努めることとする。

(12) 経営金融課

イ 監査委員の報告の内容

中小企業高度化資金貸付金償還金及び林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、債権整理強化月間を設けての債務者との折衝や定期的に訪問指導を行うなど、収入未済を解消する努力がみられるが、なお収入未済があったので、収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。

平成16年度中小企業高度化資金貸付金償還金収入未済額

現年度分 10,055,450円

過年度分 119,436,692円

合計 129,492,142円

平成16年度林業・木材産業改善資金貸付金償還金収入未済額

現年度分 670,000円

過年度分 12,463,000円

合計 13,133,000円

□ 措置の内容

中小企業高度化資金償還金の収入未済については、すべての延滞先に対して納付指導及び公簿調査を実施するとともに、法的措置による担保物件処分による回収を行った。貸付先については、財務諸表を徴し実態把握に努め未済発生の防止を図ることとした。

林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済については、関係機関等と連携を図りながら、債務者の実態を把握し、早期完済に努めることとした。

(13) 観光課

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金として受入れされていた契約保証金の還付において、業務完了後に払出（還付）すべきものが、1箇年以上遅延していたことが認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

契約保証金還付遅延の内容

- ・業務委託に係る契約保証金 59,850円
- ・検査合格日 平成15年12月9日
- ・契約保証金払出日 平成17年7月20日

□ 措置の内容

支出負担行為時に契約保証関係の書類の写しをとって支出負担行為決議書に添付しておき、完了払いの支出決議の際にそれを確認することによって、還付もれ等が起きないようにした。

さらに、契約保証の方法が契約保証金の納付であった場合には、「契約保証金納付届」の写しをとって別に綴っておき、定期的にその綴りを確認することで二重にチェックするようにした。

(14) 畜産課

イ 監査委員の報告の内容

優良肉用牛資源供給事業に係る業務委託契約（親牛の飼育及び子牛の生産）において、子牛の帰属が明らかでないなど、本事業の執行方法に問題が認められたので、今後適切な対策を講じる必要がある。

業務名等

業務名 優良肉用牛資源供給事業
 履行期間 平成16年4月1日～平成17年3月31日
 契約額 83,475,000円

□ 措置の内容

平成18年度から事業の執行方法を次のとおり改善し、会計の原則に則った方法で執行することとする。

生産された子牛は県に帰属することを明記する。

生産された子牛の売却収益は、委託料と相殺することなく、すべて県の収入に計上する。併せて、必要な経費は全額歳出予算に計上することとする。

更新用雌牛は公社に売却することとし、県の収入に計上する。

公社所有の基礎雌牛を賃借することをやめ、委託料の積算に減価償却費を計上する。

年度内の業務を明確に区分する。

(15) 林業振興課

イ 監査委員の報告の内容

県産材産地体制整備促進事業資金貸付金償還金において、収入未済が認められたので、収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。

平成16年度収入未済額

現年度分 280,000,000円
 過年度分 0円
 合計 280,000,000円

□ 措置の内容

本貸付先の協同組合は、平成16年11月に民事再生法の適用を裁判所に申し立てるに至り、平成17年7月に債務の約97%を免除する再生計画案が債権者集会において可決された。同計画案に対しては、同協同組合の地域経済における役割が依然大きいことから、本県も、県議会の議決を経た上で賛成している。また、再生債権は、今後、平成18年度からの10年間で弁済される予定である。

なお、当該貸付契約に付している連帯保証人4人に対しては、弁済についての催告を既に行っている。今後は弁済の内容及び方法について、各人と協議の上、引き続き債権回収に努めていく。

(16) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、催告に応じない入居者に対して明渡訴訟を提起するなど、収入未済を解消する努力がみられるものの、収入未済が増加しているため、収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。

平成16年度県営住宅使用料収入未済額

現年度分	79,961,165円
過年度分	133,756,869円
合計	213,718,034円

平成16年度特定公共賃貸住宅使用料収入未済額

現年度分	226,700円
過年度分	693,000円
合計	919,700円

平成16年度県営住宅駐車場使用料収入未済額

現年度分	6,370,700円
過年度分	4,402,185円
合計	10,772,885円

□ 措置の内容

口座引落しの促進、文書・電話等による納入催告、悪質滞納者に対する法的措置などの対策に加え、特に長期滞納を抑止するため、滞納整理強化月間を設け、短期滞納者に重点を置いた個別訪問指導を実施し、収納促進と収入未済の発生防止に取り組む。